

小規模事業場向け有機性排水処理技術分野 実証試験要領（第 4 版）に向けた見直し（案）

手数料徴収体制に移行後、実証項目や試験方法の見直しや既存データの活用の追加等により実証申請者の負担軽減に向けた検討を行い、実証試験要領の修正はほぼ限界に近づきつつある状況といえるが、実証機関や技術実証委員会とも協議のうえ実証技術に応じて柔軟な対応が必要と考えられる。以下に見直しに向けた主な検討内容を示す。

主な意見・指摘	見直し（案）	実証試験要領における対応箇所 （現行のページ／案のページ）	
1. 「環境技術実証事業 実施要領」と「実証試験要領」の整合性について ○「平成 22 年度環境技術実証事業 実施要領」の第 2 部第 9 章 3. には【全ての実証試験結果報告書は、実証試験結果の如何を問わず、次章の規定によりウェブサイトに登録され、公開するものとする。】と記載されているが、実証試験要領には【実証試験結果の如何を問わず】という記載がない。 ○平成 21 年度の本分野の実証対象技術において、実証試験場所での過重な負荷により、実証申請者が納得できない結果となり、実証試験結果報告書の公表が遅れた事例がある。 ○実証申請者は、実施要領まできちんと読まない可能性も考えられるので、そのような誤解やトラブルを避けるためにも、「環境技術実証事業 実施要領」と「実証試験要領」の内容は、整合性を持たせておく方が良いと考えられる。	○実証試験要領にも実証試験結果報告書の公開については触れており、厳密な取り決めをすることにより、逆に小規模事業場向け有機性排水処理技術分野の自主性や発展性を規制してしまう可能性が考えられるとともに、実証機関、実証申請者との協調性にも影響を及ぼすことが懸念されるため、特に修正等の対応は行わないことで了解された。	—	—

主な意見・指摘	見直し（案）	実証試験要領における対応箇所 （現行のページ／案のページ）	
2. 同一の原理・規格を使った技術（OEM 技術）申請への事前対応について ○平成 22 年度の実証対象技術で使用されているある種の酵素が、多方面で利用されているという情報がある。 ○同一の原理・規格を使った技術申請を想定して、事前に対応を検討しておく必要性が懸念される。参考としてヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）の実証試験要領（第 3 版）には OEM 製品に対しての項目がある。	○ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）の OEM 製品と小規模事業場向け有機性排水処理技術分野では、内容がそぐわない面が多く、関係者間（技術開発者、販売事業者など）での調整は重要と考えられるが、実証試験要領での対応までには至っていないと判断されるため、実証技術が申請された時点での柔軟な対応が必要と考えられる。	—	—

主な意見・指摘	見直し（案）	実証試験要領における対応箇所 （現行のページ／案のページ）	
3. ロゴマークの確定について ○平成 22 年度より、ロゴマークとして全分野共通の「共通ロゴマーク」と対象技術分野固有の「個別ロゴマーク」が交付されることになった。 ○結果報告書及びロゴマークの利用状況に関するアンケート結果*に基づいて、平成 22 年度WG会合（第 2 回）で検討を行った結果、「第三者実証」、「実証番号」、「実証年度」の 3 つの記載事項を含んだ個別ロゴマーク（案）が候補として挙げられ、以下のような出席者からの意見を踏まえ、「第三者実証」、「実証番号」、「実証年度」、「分野名」の 4 つの記載事項を含んだ個別ロゴマーク（案）の最終イメージが固まった。 （意見） ・「第三者実証」だけでなく、それが環境省のホームページで公開されているという内容も盛り込んだ方が、確実かつ正確なイメージを与えられるのではないか。 ・実証番号で検索しても、環境省のホームページでは検索できない状況なので、分野名は当システムを知らないユーザーにアピールできる表現力として有効と考えられる。	○WGで検討した個別ロゴマーク（案）を基に、環境省で共通ロゴマークを含んだデザイン等の調整を行った結果、以下のようなロゴマークに決定した。 （縦型）   （横型）  		

主な意見・指摘	見直し（案）	実証試験要領における対応箇所 （現行のページ／案のページ）	
4. その他 ○仕様変更（改良）後の実証技術の対応について 結果報告書及びロゴマークの利用状況に関するアンケート結果*から、実証試験後に仕様変更等があったため、利用できないという回答があった。	○実証試験要領での対応等は特に必要ないと考えられるが、軽微な仕様変更（改良）に対しては、仕様変更（改良）後の装置は実証を受けていないことを明確にし、ユーザーに誤解を与えないような表現を用いて、結果報告書及びロゴマーク近傍の見やすい位置に表示することを条件として、利用を認める方向で対処することが有効と考えられる。	—	—
○年度を超えた実証が必要となる技術への対応について 実証試験計画に基づき試験を実施した後に、方法・条件の見直しと追加的な試験が発生した事例があった。	○実証試験要領での対応等は特に必要ないと考えられるが、実証試験計画の策定時に実証機関、実証申請者、実証試験実施場所提供者等で十分な調整を行い、実証試験実施前に状況把握が可能なような体制で臨むことが有効と考えられる。	—	—
○年間を通じた実証対象技術の公募について	○実証試験要領での対応等は特に必要ないと考えられるが、年間を通じた対応は技術実証委員会での調整等が含まれるため困難であるが、実証機関の公募、選定期間を少しでも前倒しして、実証対象技術の公募期間・実証試験期間を可能な限り長くする等の対応が考えられる。	—	—

主な意見・指摘	見直し（案）	実証試験要領における対応箇所 （現行のページ／案のページ）	
5. 事務局における事務的な変更箇所 ・平成 23 年度への修正 ・ワーキング設置要綱等の修正 ・環境技術開発者の修正 など	変更箇所 【変更前】 平成 22 年度 WG の検討員名簿 WG の検討経緯 実証試験要領変更履歴 環境技術開発者 【変更後】 平成 23 年度 適宜変更 平成 22、23 年度の検討経緯を追加 適宜変更 実証申請者	—	—